

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年3月13日認可した。

平成24年3月23日

香川県知事 浜田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
高松市牟礼町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）大谷池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中代長池地区
〃	単独市費補助土地改良事業（農道事業）反熊地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）川骨池地区
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宝三地股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原水管橋地区
高松市塩江町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下貝ノ股地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）柞野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）後川地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）音川地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）伊澤地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）岩部地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）白水池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮本浦池地区